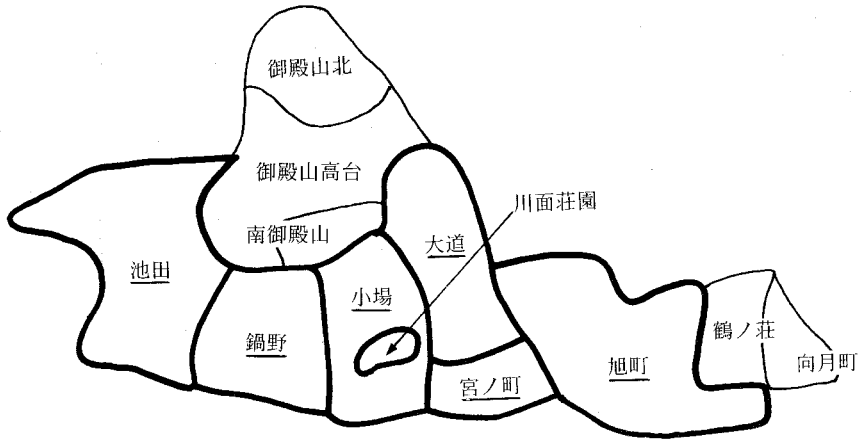


図1 自治会からみた川面地区の範域



第2表

自治会名称	世帯数
池田	880世帯
鍋野	500世帯
小場	420世帯
大道	260世帯
宮ノ町	250世帯
旭町	650世帯
御殿山高台	460世帯
南御殿山	173世帯
川面荘園	95世帯
御殿山北	207世帯
向月町	320世帯
鶴ノ荘	400世帯

「平成6年度川面地区自治会連合会代表者名簿」より作成
 ※下線を施したものが「川面六町」である。

地区内には大きく分けて旧村民と転入者でつく
 る自治会と耕地や山林の開発によって新たに結成
 された転入者のみによる二種類の自治会が存在し
 ている。図1及び第2表を参照しながら説明して
 おこう。

前者は地区で「川面六町」と呼ばれる池田、鍋
 野、小場、大道、宮ノ町、旭町の各自治会であり、
 図の中で太い黒線で囲ったところが各自治会の範
 域である。後者は御殿山高台、南御殿山、川面荘
 園、御殿山北、鶴ノ荘、向月町の6自治会である。
 また地図には明記しなかったが地区に隣接するS
 町は、昭和初頭までは川面地区の一部であった地
 域である。しかし戦前に区として独立した経緯が
 あり、今日では地区内とは考えられていない。
 1985年には、この川面地区内にある自治会によっ
 て、市の自治会連合会とは別に地区独自の川面自
 治会連合会を結成して今日にいたっている。

方の村が「他領入組」とよばれる飛び地の入り組
 む特異な形態をとっていたからだと推察される。
 また、地元で通常、「むら」と呼ぶのは、かなりの
 高齢者であっても明治期の区の広がりを見せてい
 る。そこで、ここでは地区が戦前まで所有してい
 た山林に権利をもっていた（すなわち『山株所有
 者』として各年の名簿⁸⁾に記載された）家々および
 その子孫をさして便宜的に旧村民と呼ぶことにし
 たい。

3-2. 開放化の実態

財産区財産についての権利は、今日の村民にど
 のように意識されているのだろうか。

川面地区では「自治会の会員であれば財産区の
 財産についての権利がある」といわれている。ま
 たその一方で財産区財産については「川面六町は

8) この「名簿」とは、山林についての規約とともに、川面財産区管理会が所蔵しているものである。現存するのは明治24年、明治41年、昭和5年の「名簿」である。もっとも最近のものは昭和5年の『各町山株之控』であり、そこには124名の氏名と所有する「山株」の数が記載されている。